

後期高齢者医療制度のお知らせ



被保険者の皆様にお支払いいただく保険料は、2年おきに定める保険料率をもとに決めることになっており、令和8～9年度の保険料率と金額は次のとおりです。対象となる皆様には、7月に個別にお知らせします。

| 医療分 (令和8～9年度) | | 子ども分 (令和8年度) | |
|---------------|---------|--------------|--------|
| 均等割 | 59,963円 | 均等割 | 1,364円 |
| 所得割 | 11.61% | 所得割 | 0.28% |
| 保険料の上限額 | 85万円 | 保険料の上限額 | 2万1千円 |

4月から「子ども・子育て支援金制度」が始まったことに伴い、医療分の保険料率とは別に子ども分の保険料率を算定します。

令和9年度の保険料率は今年度中に算定します。制度の詳細内容は子ども家庭庁HPをご覧ください。



| 均等割5割・2割軽減の範囲見直し | 対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額) | 軽減割合 |
|--|--|------|
| 保険料均等割軽減のうち、5割・2割軽減にかかる所得判定基準が右表のとおり見直されました。 | 43万円+(31万円×世帯の被保険者数)+10万円 ×(給与所得者等の数-1) | 5割 |
| | 43万円+(57万円×世帯の被保険者数)+10万円 ×(給与所得者等の数-1) | 2割 |

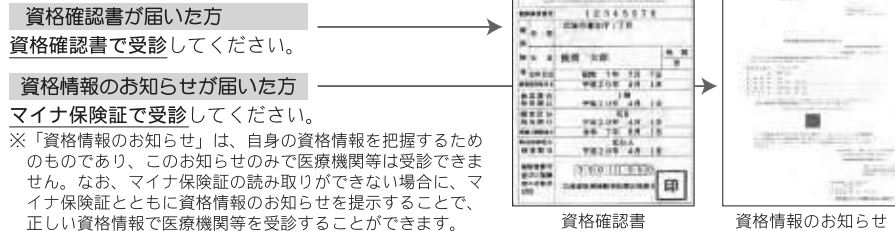
| 医療分の均等割7割軽減が7.2割軽減へ | 詳しくは北海道 後期高齢者医療 広域連合HPを ご確認ください |
|---|--|
| 医療分保険料の均等割軽減のうち、7割軽減の対象となっている方は制度改正影響緩和のため7.2割軽減となります(子ども分は変わりません)。 | |

8月以降の交付書類 HP 1236

| 資格確認書(はがき)が届く方 | 資格情報のお知らせ(A4の紙)が届く方 |
|--------------------------------------|------------------------|
| ・85歳以上の方 ・84歳以下の方で、マイナ保険証をお持ちでない方 | ・84歳以下の方で、マイナ保険証をお持ちの方 |

「資格情報のお知らせ」が届いた方でも、マイナ保険証での受診が困難であると申請された方には、資格確認書を交付します。資格確認書交付を希望される方は、資格確認書交付申請書を医療給付Gにご提出ください。なお、資格確認書交付申請書は役場でお渡ししているほか、広域連合HPにも掲載しています。

8月以降の医療機関への受診



問 戸籍保険課 医療給付G(窓口4番) ☎ 77-6533
問 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601

町税の納期限



令和8年度

町道民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税の納期

| 納期限 | 町道民税 森林環境税 | 固定資産税 都市計画税 | 軽自動車税 | 国民健康保険税 |
|------|---------------|----------------|-------|---------|
| 令和8年 | 6月1日(月) | 第1期 | 全期 | |
| | 6月30日(火) | 第1期 | | |
| | 7月31日(金) | | 第2期 | 第1期 |
| | 8月31日(月) | 第2期 | | 第2期 |
| | 9月30日(水) | | 第3期 | 第3期 |
| | 11月2日(月) | 第3期 | | 第4期 |
| 令和9年 | 11月30日(月) | | 第4期 | 第5期 |
| | 12月25日(金) | 第4期 | | 第6期 |
| | 2月1日(月) | | | 第7期 |
| | 3月1日(月) | | | 第8期 |
| | 3月25日(水) | | | 第9期 |

町税の納期限は5月から翌年3月までの月末(12月及び3月は25日)となっています。納期限が土日の場合は、翌月曜日が納期限となります。

町税の納付は納期限内!

～町民の皆様の暮らしを支える大切な財源です～
町税には皆様の暮らしや国保を支える大切な役割があり、皆様が公平に負担しています。納められた町税は防犯・防災対策、ごみの処理や道路・公園などの整備、教育、子育て支援、各種福祉サービスなどに使われています。

納付相談はお早めに

様々な事情により納期限までに納付することが困難な場合には、納付相談を受け付けています。納付が遅れると延滞金がかかりますので、早目にご相談ください。

税金や水道料などは、コンビニやスマホ決済アプリで納付ができます

詳しくはこちらから



| | |
|-----------------|--------------------------------|
| 納付のご相談 | 問 税務課 納税G ☎ 77-6536 |
| 課税内容の お問い合わせ | 問 税務課 課税G ☎ 77-6534/77-6535 |

Q&A 税に関するよくある質問

- ◎ 税金のかかる基準日を教えてください。
A 町道民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税は1月1日、軽自動車税は4月1日が基準日です。
- ◎ 税金はいつ通知されますか?
A 軽自動車税：4月下旬
固定資産税・都市計画税：5月上旬
町道民税・森林環境税(給与天引き分)：5月中旬
町道民税・森林環境税(給与天引き分以外)：6月中旬
- ◎ 最新の所得・課税証明書は、給与天引きのみの方は5月中旬から、それ以外の方はすべて6月中旬から発行可能となります。また、コンビニ交付の場合は、一律6月中旬から発行可能となります。
- ◎ 国民健康保険税：7月中旬
- ◎ 軽自動車や土地を年の途中で売った場合、既に支払った税金は戻りますか?
A 月割制度はありません。それぞれの基準日で所有されている方に年額を納めていただきます。
- ◎ 年の途中で転勤した場合、町道民税・森林環境税はどうなりますか?
A 1月1日に住んでいた住所地に対して、引き続きその年度分の町道民税・森林環境税を納めていただきます。